

資料 5

富士見市立保育所の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する<u>保育を必要とする児童</u>を入所させる施設として保育所を設置する。</p> <p>(入所児童)</p> <p>第2条 保育所に入所できる児童は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項に規定する小学校就学前こどもとする。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する<u>保育に欠ける児童</u>を入所させる施設として保育所を設置する。</p> <p>(入所児童)</p> <p>第2条 保育所に入所できる児童は、<u>保育に欠ける小学校就学の始期に達するまでの児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、保育に欠けるその他の児童を入所させることができる。</u></p>

<p>保育を必要とするとは・・・児童福祉法施行令に定める「昼間勤務を常態とする」こと等の6項目以外の事由（求職中や育児休暇取得中）でも保育が必要と認められることを言う。</p>	<p>保育に欠けるとは・・・児童福祉法施行令に定める「昼間勤務を常態とする」こと等の6項目の要件に該当することが保育に欠けることを言う。</p>
--	--

